

栗山荘短期入所療養介護重要事項説明書

(令和7年1月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 栗山荘
- ・開設年月日 平成6年4月18日
- ・所在地 秋田県にかほ市象潟町小滝字麻針堰18
- ・電話番号 0184-44-2210
- ・ファックス番号 0184-44-2344
- ・管理者名 圓谷 智夫
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(0552580011号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるように、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設栗山荘の運営方針]

- ・老人の自立を支援し、その家庭への復帰を目指します。
- ・明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を基本としています。

(3) 施設の職員体制

	常 勤	非常勤	夜 間	備 考
・医師	1			
・看護職員	5	4	(1)	
・薬剤師		2		
・介護職員	26	4	(3)	介護支援専門員と兼務 2名 支援相談員と兼務 2名 通所リハビリテーションと兼務 1名
・支援相談員	3	1		介護支援専門員と兼務 2名 通所リハビリテーションと兼務 1名
・理学療法士		1		通所リハビリテーションと兼務 1名
・作業療法士	1	1		併設病院と兼務 1名
・管理栄養士	1			
・介護支援専門員	1	1		介護職員と兼務 2名 支援相談員と兼務 2名
・事務職員	3	1		併設病院と兼務 1名
・施設整備員		1		併設病院と兼務 1名
・調理員	6	2		
・歯科衛生士		1		

(4) 短期入所利用定員数

- ・入所利用定員数(100名)から短期入所申込当該日の実入所者数を差し引いた数
- ・療養室 個室×1室、2人室×6室、3人室×1室、4人室×21室

2. サービス内容

- ① 短期入所療養介護と計画の立案
- ② 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
朝食 7時30分～ 8時00分
昼食 11時45分～12時15分
夕食 17時00分～17時30分
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護
- ⑥ リハビリテーション
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑨ 理容サービス
- ⑩ 行政手続代行
- ⑪ その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

協力医療機関

- ・名称 象潟病院
- ・住所 秋田県にかほ市象潟町小滝字麻針堰16

協力医療機関・協力歯科医療機関

- ・名称 きさかたクリニック
- ・住所 秋田県にかほ市象潟町字後田77-1

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がり頂きます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮頂きます。
- ・面会は、午前9時～午後7時までとする。
- ・消灯時間は、午後9時とする。
- ・外出・外泊は、申込書による。
- ・飲酒は行事などの際に考慮する。
- ・喫煙については、施設内は全て禁煙とする。
- ・火気の取扱いは、火災防止のため、ライター等の持ち込みはできません。
- ・設備・備品の利用は、整理整頓を励行し、大切に使用するものとする。
- ・所持品・備品等の持ち込みはその都度施設と相談することとします。但し、不必要に高額な品物や金銭の持込はお断りする場合があります。
- ・金銭、貴重品等の管理は、原則、自己管理とします。但し、紛失時や他利用者との金銭トラ

ブルの責任は当施設では負いかねます。また、利用者の状態が、自己管理能力を欠いていると当施設側にて判断した場合、金銭、貴重品等の所持及び持込をお断りする事もあります。なお、利用者より申し出があれば、預かり金管理規定に従い当施設が管理するものとします。

- ・ 外泊時等の施設外での受診は、当施設の医師の許可を必要とする。やむを得ず受診した場合は、必ず連絡すること。
- ・ 宗教の布教活動は禁止する。
- ・ 利用者及び来荘者による施設内へのペットの持込みは、原則禁止する。
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止する。

5. 非常災害対策

- ・ 防災設備 消火器、消火栓、自動通報装置、スプリンクラー
- ・ 防災訓練 年2回以上

6. 事故発生時の対応

- ・ サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。
- ・ 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- ・ 前2項のほか、当施設は利用者の家族等利用者又は身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

7. 要望及び苦情等の相談

- ・ 当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。(電話0184-44-2210)
- ・ 要望や苦情等は、担当支援相談員にお寄せ頂ければ速やかに対応致しますが、正面入口側に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。
- ・ 以下に記載する様な他の介護保険関連機関にご相談して頂く事もできます。

にかほ市役所 子育て長寿支援課 長寿支援班 電話 0184-32-3042
 本荘由利広域市町村圏組合 介護保険課 電話 0184-24-3347
 秋田県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護保険班 電話 018-862-3850

8. 利用料金

(1) 基本料金

※利用者様の収入状況に応じ、介護保険サービスの利用者負担は1割負担・2割負担・3割負担に分かれます。よって、以下の基本料金については1～3割負担時を併記し、2割負担時の料金は[～円]、3割負担時の料金は{～円}として記載しております。

なお、国の定めるところの介護保険負担割合については、“《別添資料》一定以上所得者の負担割合の見直しについて”をご覧ください。

* 短期入所療養介護の施設サービス費／1日

・要介護1	830円 [1660円] {2490円}
・要介護2	880円 [1760円] {2640円}
・要介護3	944円 [1888円] {2832円}
・要介護4	997円 [1994円] {2991円}
・要介護5	1052円 [2104円] {3156円}

* サービス提供体制強化加算として、上記施設利用料に22円 [44円] {66円} 加算されます。

* 生産性向上推進体制加算として、1ヶ月あたり10円[20円]{30円}が加算されます。

(※以下の加算は実施時のみ頂きます)

- * 入所及び退所の際、ご自宅までの送迎を行なった場合、片道につき184円 [368円] {552円} 加算されます。
- * 医師の指示箋に基づく療養食を出した際、上記施設利用料に1食当たり8円 [16円] {24円} 加算されます。
- * 若年性認知症の利用者につきましては、上記施設利用料に120円 [240円] {360円} が加算されます。
- * なお、緊急時に所定の対応を行った場合、別途料金が加算されます。
- * 居宅サービス計画において計画的に行うことになっていない短期入所療養介護をご利用される場合、上記施設利用料に90円 [180円] {270円} 加算されます。
- * 個別リハビリテーション計画を作成し、計画に基づいた個別リハビリテーションを行った場合、上記施設利用料に240円[480円] {720円} 加算されます。
- * 要介護4又は要介護5の利用者様に対し、計画的な医学管理及び療養上必要な処置を行った場合、上記施設利用料に120円[240円]{360円}が加算されます。

[介護職員等処遇改善加算] (令和7年1月～)

上記の基本料金の月額に、加算率7.5%を乗じた金額を、国の定めるところの介護職員の処遇改善等加算として、利用料金に加算いたします。

(2) 利用料

① 食費／1日 ・朝食 401円 ・昼食 522円 ・夕食 522円
(ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。)

② 滞在費 (療養室の利用費) / 1日
・多床室 437円
なお、この費用は、利用者の外泊期間中も加算されます。
(ただし、滞在費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている滞在費の負担限度額が1日にお支払いいただく滞在費の上限となります。)

***上記①「食費」及び②「滞在費」において、国が定める負担限度額段階(第1段階から3段階まで)の利用者の自己負担額については、「《別添資料》「国が定める利用者負担限度額段階(第1～3段階)」に該当する利用者等の負担額“をご覧ください。**

③ 日常生活品費 / 1日 20円
石鹸、シャンプー、ティッシュペーパー、バスタオルやおしぼり等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。

④ 教養娯楽費 / 1日
倶楽部やレクリエーションで使用する、折り紙、粘土等の材料や風船、輪投げ等遊具、ビデオソフト等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。

⑤ 理美容代 実費
理美容をご利用の場合にお支払いいただきます。

⑥ 行事費 実費
小旅行のバス代や観劇等の費用や講師を招いて実施する料理教室、お茶会の費用で参加された場合にお支払いいただきます。

⑦ 洗濯代 実費
私物及び入浴時に使用する施設備え付けのフェイスタオル及びバスタオルの洗濯を施設に依頼される場合にお支払いいただきます。

⑧ 送迎費／片道

基本的には、保険給付の自己負担の範囲となりますが、通常の事業の実施地域以外の地域に居住の方が送迎を依頼した場合にお支払いいただきます。

⑨ 売店利用料

荘内の売店にてジュース、菓子類、日用品雑貨等取り揃えています。どうぞご利用ください。

⑩ 文書発行料

診断書等の文書の発行費用等お支払いいただきます。

⑪ 他科受診料

当施設への入所中に他の保険医療機関を受診された際、その診療内容が医療保険請求されるものについては、一般の患者同様に患者負担（老人医療の一部負担金）が発生します。この患者負担は全て入所者の負担となりますので、お支払いいただきます。

⑫ その他

(3) 支払い方法

- ・ 毎月3日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の15日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・ お支払い方法は、現金、現金書留、銀行振込（秋田銀行）の3通りの方法があります。利用申込み時にお選びください。

(4) 連帯保証人

栗山荘短期入所療養介護契約にあたり、連帯保証人の指定をお願いします。

連帯保証人は利用者及び身元引受人と共に、利用者が当施設のサービスを利用した場合に、それらの対価として当施設の定める上記の料金を支払うことに同意して頂きます。

9. 第三者による評価の実施状況等

現在、当施設の短期入所療養介護サービスにおいて第三者による外部評価等は実施していません。

10. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

《別添資料》

「国が定める利用者負担限度額段階（第1～3段階）」 に該当する利用者等の負担額

- 利用者負担は、所得などの状況から第1～第4段階に分けられ、国が定める第1～第3段階の利用者には負担軽減策が設けられています。なお、令和3年8月1日以降第3段階がさらに細分化され、第3段階①、第3段階②に分かれます。
- 利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第1～第3段階の認定を受けるには、利用者ご本人（あるいは代理人の方）が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について介護老人保健施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の提示がないと、いったん「第4段階」の利用料をお支払いいただくこととなります。（「認定証」発行後、過払い分が「償還払い」される場合があります）
- 利用者負担第1・第2・第3段階①・第3段階②の認定要件は下表のとおりです。

利用者負担段階	対象者		
第1段階	生活保護受給者		
第2段階	世帯の全員 (世帯を分離している配偶者を含む) が市民税非課税	本人の年金収入額+その他の合計所得金額が 年額 80 万円以下	かつ、預貯金等の合計が 650 万円 (夫婦は 1,650 万円)以下
第3段階①		本人の年金収入額+その他の合計所得金額が 年額 80 万円超 120 万円以下	かつ、預貯金等の合計が 550 万円 (夫婦は 1,550 万円)以下
第3段階②		本人の年金収入額+その他の合計所得金額が 年額 120 万円超	かつ、預貯金等の合計が 500 万円 (夫婦は 1,500 万円)以下

※年金収入額は老齢年金等の課税年金だけではなく、非課税年金(遺族年金、障害年金)も含まれます。

※その他の合計所得金額は、譲渡所得に係る特別控除を除きます。

※65歳未満の第2号被保険者は段階に関わらず、預貯金等の認定要件は合計1,000万円(夫婦は2,000万円)以下です

○その他詳細については、市町村窓口でおたずね下さい。

負担額一覧表（1日当たりの利用料） ※令和6年度の介護報酬改定により令和6年8月以降の負担額に変更があります

1. 介護老人保健施設(令和6年7月まで)

利用者負担段階	食費	居住費	
		多床室	従来型
第1段階	300	0	490
第2段階	390	370	490
第3段階①	650	370	1310
第3段階②	1360	370	1310

(令和6年8月～令和7年7月まで)

利用者負担段階	食費	居住費	
		多床室	従来型
第1段階	300	0	550
第2段階	390	430	550
第3段階①	650	430	1370
第3段階②	1360	430	1370

2. 短期入所療養介護(令和6年7月まで)

利用者負担段階	食費	滞在費	
		多床室	従来型
第1段階	300	0	490
第2段階	600	370	490
第3段階①	1000	370	1310
第3段階②	1300	370	1310

(令和6年8月～令和7年7月まで)

利用者負担段階	食費	滞在費	
		多床室	従来型
第1段階	300	0	550
第2段階	600	430	550
第3段階①	1000	430	1370
第3段階②	1300	430	1370

《別添資料》

一定以上所得者の負担割合の見直しについて

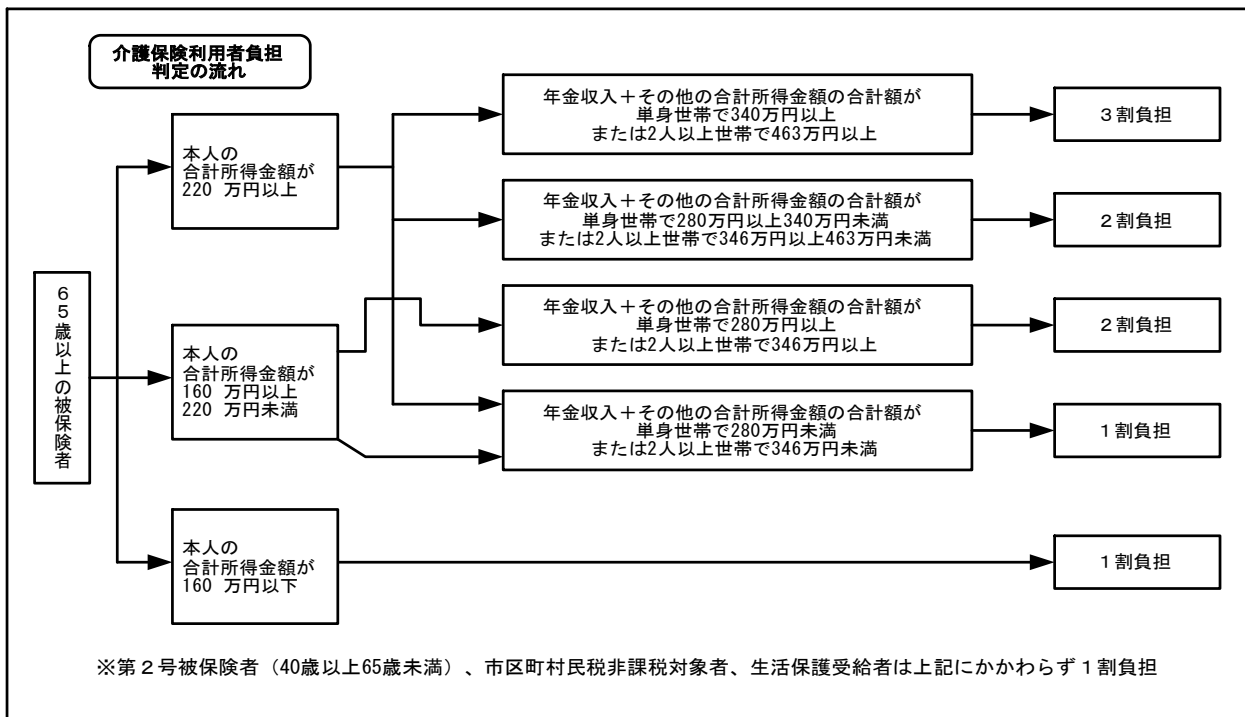
○介護保険の制度を維持する目的で、平成30年8月以降、65歳以上の介護サービス利用者（第1号被保険者）のうち、一定以上の所得がある利用者は介護サービス費の2割または3割を負担することが国により定められました。

○3割負担となる利用者の基準は、65歳以上で、合計所得金額^{※1}が220万円以上。
ただし、世帯の65歳以上の方の「年金収入とその他の合計所得金額^{※2}」の合計が単身で340万円、2人以上の世帯で463万円未満の場合は2割負担または1割負担となります。

○2割負担となる利用者の基準は、65歳以上で、合計所得金額が160万円以上220万円未満。
ただし、世帯の65歳以上の方の「年金収入とその他の合計所得金額」の合計が単身で280万円、2人以上の世帯で346万円未満の場合は1割負担となります。

※1 「合計所得金額」とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額をいいます。

※2 「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。



○月々の利用者負担には上限があり、上限を超えた分は高額介護サービス費が支給されます。2割負担・3割負担の該当者は、利用者負担が高額となりますので、市区町村にて高額介護サービス費の支給申請手続きについてもご確認ください。

○要介護・要支援認定を受けた方は、毎年6～7月頃に、市区町村から負担割合が記された証（負担割合証）が交付されます。

この負担割合証は介護保険被保険者証と一緒に保管し、介護サービスを利用するときは、必ず2枚一緒にサービス事業者や施設に提出してください。